

新潟県柏崎市私立高等学校学費補助交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立高等学校に在学する生徒の保護者等に対し、学費を補助することにより、修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において保護者等とは、当該生徒の父母若しくは現にその生徒を扶養している者又はその生徒本人をいう。

(補助対象及び補助額)

第4条 補助対象となる者は、柏崎市内の私立高等学校に在学する生徒の保護者等であって、柏崎市に住所を有し、別表に掲げる要件に該当する者でなければならない。ただし、修学のため柏崎市に単身で住所を有する生徒は、補助の対象から除くものとする。

2 補助額は、私立高等学校に在学する生徒一人につき、次に定める額とする。ただし、年度の途中において新たに補助対象となった者及び補助種別その他の変更等があった者については、月割計算によって得た額(円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(1) 第一種 年額 20,000円

(2) 第二種 年額 15,000円

(3) 第三種 年額 10,000円

(補助対象の基準日)

第5条 補助対象の基準日は、次条第1項の規定により7月末日までに補助金の交付申請をした者については4月1日とし、同項ただし書の規定による申請及び第10条の規定による交付の変更等があった場合は、その申請又は変更しなければならない原因が生じた日の

属する月の初日とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年 7 月末日までに私立高等学校学費補助金交付申請書 (別記第 1 号様式) に所得課税証明書を添付して市長に申請しなければならない。ただし、7 月末日後において新たに第 4 条第 1 項に規定する補助金の交付対象要件に該当し、補助金の交付を受けようとする者は、翌年の 1 月末日までに申請することができる。

2 前項の規定による申請は、当該生徒が在学する私立高等学校 (以下「学校法人」という。) を経由して行うものとする。この場合において、学校法人の長は、私立高等学校学費補助金交付申請副申書 (別記第 2 号様式) を市長に提出するものとする。

(課税証明の手続)

第 7 条 前条第 1 項に規定する所得課税証明については、保護者等から提出された課税証明申請書を学校法人の長が一括取りまとめ市長に提出し、証明を受けるものとする。ただし、この証明は、新潟県私立高等学校学費軽減事業補助金交付申請に用いた所得課税証明の写しをもって代えることができる。

(補助金の決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、私立高等学校学費補助金交付 (不交付) 決定通知書 (別記第 3 号様式) により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 9 条 補助金の交付時期は、毎年 9 月及び翌年の 3 月とし、第 4 条に定める年額を二分の一に分割して交付するものとする。ただし、第 6 条第 1 項ただし書の規定により交付の決定を受けた者の交付時期は翌年 3 月とする。

(交付の変更・異動報告)

第 10 条 学校法人の長は、補助金の交付決定を受けた者の補助対象要件等に変更又は異動が生じたときは、速やかに私立高等学校学費補助金交付変更・異動報告書 (別記第 4 号様式) を市長に提出しな

ければならない。

2 市長は、前項の規定による変更・異動の報告があったときは、内容を確認し、補助金交付を決定した者に対して、所定の手続きを行うよう通知するものとする。

(周知徹底)

第11条 学校法人は、生徒及び保護者等に対して本事業の趣旨、申請手続等について、周知徹底を図るものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月4日から実施し、平成14年度から摘要する。

附 則

この要綱は、平成16年6月22日から実施し、平成16年度から摘要する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助種別	補助対象者要件
第一種	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定により市民税が非課税された者
第二種	1 地方税法第295条第3項の規定により市民税が非課税とされた者 2 市民税のうち均等割額のみを課税された者 3 災害等により前号の者と同程度の所得と認定された者
第三種	1 市民税のうち所得割額が、89,000円以下である者 注(1) 父母がともに所得割額を課税された場合は、その合計額が89,000円以下 (2) 私立高等学校に在学する生徒を2人以上有する保護者等の所得割額については、89,000円に2人目以降の生徒1人につき10,000円を加算した額以下